

職場の衛生管理担当の方へ

〈岡山県からのお知らせ〉

## 結核にご用心！

＝結核は今でも身近な感染症です＝

岡山県内では近年、毎年新しく結核と診断されている方は約300人余、結核の健康管理を受けている方は約700人います。決して過去の病気ではないのです。

長引くせき たん 血たん 胸痛 発熱 体重減少

・・・こんな症状があったら、「結核」も疑って  
医療機関で受診するよう勧め、早期発見に努めましょう！

事業主の方は結核健康診断を実施し、保健所へ報告する義務があります。  
裏面の様式をコピーして報告にご利用ください。(FAX可)

—抄—

## ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第104号）

(定期の健康診断)

第53条の2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者（以下この章及び第12章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第12章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に收容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

(通報又は報告)

第53条の7 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

## ●結核定期健康診断の対象者及び回数

①事業所における従事者への定期の健康診断

学校（専修学校及び各種学校を含み幼稚園を除く）

病院・診療所等の医療機関、老人保健施設、社会福祉施設（※）の従事者・・・年1回

②学校長が行う学生又は生徒への定期の健康診断

高校以降の年次の者・・・入学した年度

（大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限1年未満除く））

③施設長が行う收容者への定期の健康診断

刑事施設（拘置所・刑務所）・・・20歳以上の收容者 年1回

社会福祉施設（※）・・・65歳以上の入所者 年1回

## ※社会福祉施設

救護施設、更生施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、

障害者支援施設、婦人保護施設

## ■お問い合わせは各保健所保健課・支所へ（連絡先は下記をご覧ください）

| 地域                  | 保健所・支所 | 住所                       | 電話番号         | FAX番号        |
|---------------------|--------|--------------------------|--------------|--------------|
| 玉野市・瀬戸内市・吉備中央町      | 備前     | 〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 | 086-272-3934 | 086-271-0317 |
| 備前市・赤磐市・和気町         | 東備     | 〒709-0492 和気郡和気町和気487-2  | 0869-92-5180 | 0869-92-0100 |
| 総社市・早島町             | 備中     | 〒710-8530 倉敷市羽島1083      | 086-434-7024 | 086-425-1941 |
| 笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町 | 井笠     | 〒714-8502 笠岡市六番町2-5      | 0865-69-1675 | 0865-63-5750 |
| 高梁市                 | 備北     | 〒716-8585 高梁市落合町近似286-1  | 0866-21-2836 | 0866-22-8098 |
| 新見市                 | 新見     | 〒718-8550 新見市高尾2400      | 0867-72-5691 | 0867-72-8537 |
| 真庭市・新庄村             | 真庭     | 〒717-0013 真庭市勝山591       | 0867-44-2990 | 0867-44-2917 |
| 津山市・鏡野町・美咲町・久米南町    | 美作     | 〒708-0051 津山市榎高下114      | 0868-23-0163 | 0868-23-6129 |
| 美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村    | 勝英     | 〒707-8585 美作市入田291-2     | 0868-73-4054 | 0868-72-3731 |
| 岡山市                 | 岡山市    | 〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1  | 086-803-1262 | 086-803-1758 |
| 倉敷市                 | 倉敷市    | 〒710-0834 倉敷市笹沖170       | 086-434-9810 | 086-434-9805 |

# 平成 年度結核定期健康診断実施報告書

平成 年 月 日

岡山県知事

岡山市長 様

倉敷市長

|                     |
|---------------------|
| 受診した<br>検診機関又は医療機関名 |
| 1                   |
| 2                   |
| 3                   |

(実施義務者)

所在地

名称

代表者名

連絡先 TEL — —

(担当者名 )

| 区分     | 学校                 | 医療機関 | 社会福祉施設         |                | 介護老人<br>保健施設 | 刑事施設 |                |
|--------|--------------------|------|----------------|----------------|--------------|------|----------------|
|        |                    |      | 収容者<br>(65歳以上) | 従事者            |              |      |                |
| 対象者の区分 | 入学年度<br>1年生(高校生以上) | 従事者  | 従事者            | 収容者<br>(65歳以上) | 従事者          | 従事者  | 収容者<br>(20歳以上) |
| 対象者数   |                    |      |                |                |              |      |                |
| 受診者数   |                    |      |                |                |              |      |                |
| 一次検査   | 胸部間接撮影者数           |      |                |                |              |      |                |
|        | 胸部直接撮影者数           |      |                |                |              |      |                |
|        | 喀痰検査者数             |      |                |                |              |      |                |
| 事後措置   | 要精密検査対象者数          |      |                |                |              |      |                |
|        | 精密検査受診者数           |      |                |                |              |      |                |
| 被発見者数  | 結核患者               |      |                |                |              |      |                |
|        | 結核発病のおそれがあると診断された者 |      |                |                |              |      |                |

(提出先)事業所所在地を管轄する保健所保健課・支所(裏面連絡先を参照してください)(FAX可)

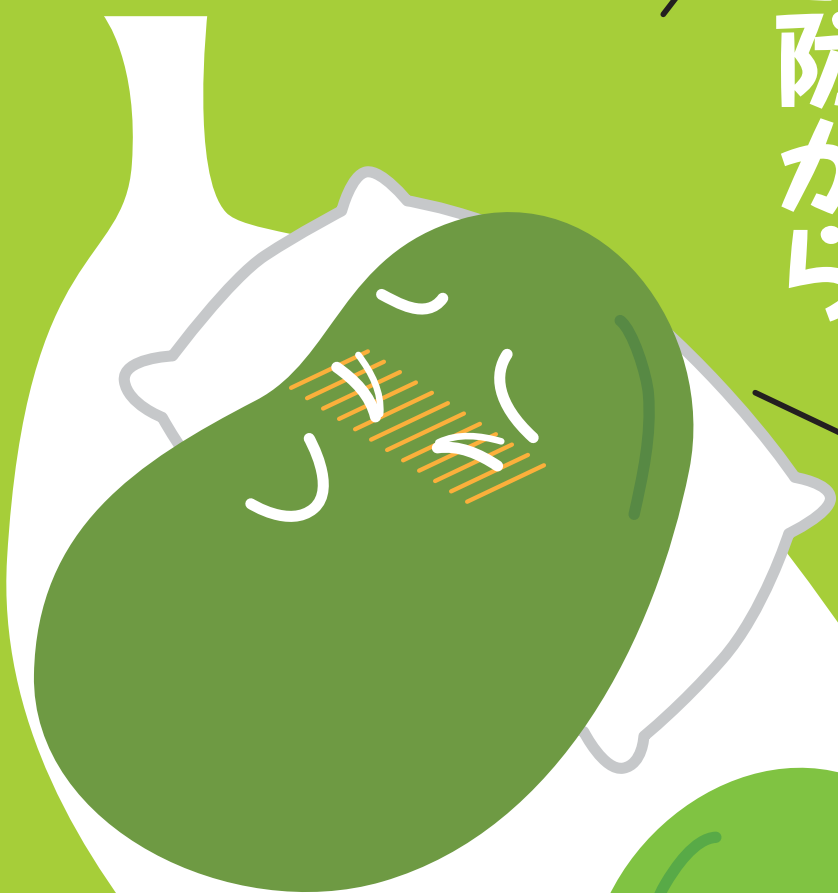
(報告期限):翌年度の4月10日までに提出してください。

**※期限を待たず、できるだけ速やかにご報告くださいますようお願いいたします。**

|                               |
|-------------------------------|
| 結核定期健康診断未実施の場合、その理由をお知らせください。 |
|-------------------------------|

# 忘れがち インフルエンザ 予防対策。

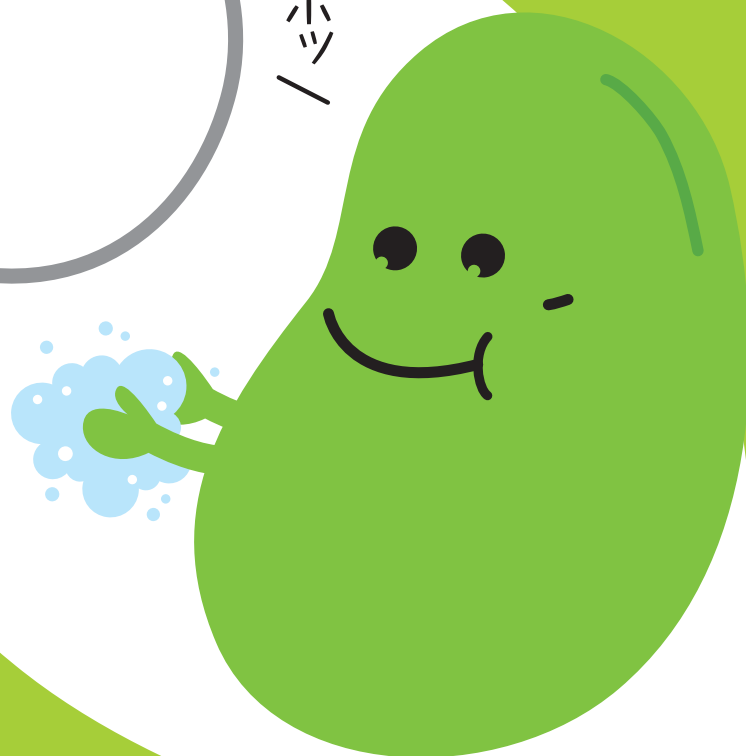
インフルエンザは  
予防から。



／コホッ／

まめに  
マスクを  
しましょう。

まめに  
手を洗い  
ましょう。



インフルエンザを予防するには、  
一人一人の「かからない」、「うつさない」という気持ちがとても大切です。  
まずは、手洗いでインフルエンザ予防を。  
かかったら、マスク等せきエチケットも忘れないでください。

# 冬は特にご注意ください！

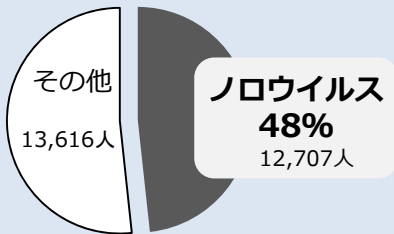
# ノロウイルスによる食中毒

食中毒は夏だけではありません。  
ウイルスによる食中毒が  
**冬に**多発しています!!!

## データでみると

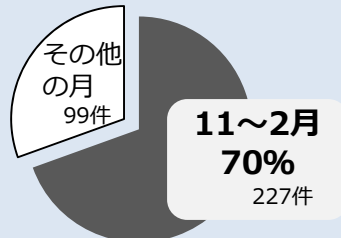
### ノロウイルスによる食中毒は、

◆患者数で第1位



原因別の食中毒患者数（年間）

◆冬期に多い



ノロウイルス食中毒の発生時期別の件数（年間）

◆大規模な食中毒になりやすい



食中毒1件あたりの患者数

※出典：食中毒統計（平成19～23年の平均。病因物質が判明している食中毒に限る）

## ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

### 調理する人の

#### 健康管理

- 普段から感染しないように食べものや家族の健康状態に注意する。
- 症状があるときは、食品を直接取扱う作業をしない。
- 症状があるときに、すぐに責任者に報告する仕組みをつくる。

### 作業前などの

#### 手洗い

- 洗うタイミングは、
  - ◎ トイレに行ったあと
  - ◎ 調理施設に入る前
  - ◎ 料理の盛付けの前
  - ◎ 次の調理作業に入る前
- 汚れの残りやすいところをていねいに
  - ◎ 指先、指の間、爪の間
  - ◎ 親指の周り
  - ◎ 手首

### 調理器具の

#### 消毒

- 方法① 塩素消毒  
洗剤などで十分に洗浄し、**塩素濃度200ppmの次亜塩素酸ナトリウム**で浸しながら拭く。  
※エタノールや逆性石鹼はあまり効果がありません。
- 方法② 熱湯消毒  
**熱湯（85℃以上）で1分間以上加熱する。**

詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「ノロウイルスに関するQ&A」をご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

ノロウイルスQ&A

検索

# ノロウイルスの感染を広げないために

## 食器・環境・ リネン類などの

## 消毒

- 感染者が使ったり、おう吐物が付いたものは、他のものと分けて洗浄・消毒します。
- 食器**等は、食後すぐ、厨房に戻す前に**塩素液**に十分浸し、消毒します。
- カーテン、衣類、ドアノブ**なども**塩素液**などで消毒します。
  - 次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食性があります。金属部（ドアノブなど）消毒後は十分に薬剤を拭き取りましょう。
- 洗濯するときは、洗剤を入れた水の中で静かにもみ洗いし、十分すすぎます。
  - 85℃で1分以上の熱水洗濯や、**塩素液**による消毒が有効です。
  - 高温の乾燥機などを使用すると、殺菌効果は高まります。

## おう吐物などの

## 処理

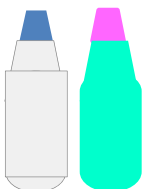
- 患者のおう吐物やおむつなどは、次のような方法で、すみやかに処理し、**二次感染を防止**しましょう。ノロウイルスは、乾燥すると空中に漂い、口に入って感染することがあります。
  - 使い捨てのマスクやガウン、手袋などを着用します。
  - ペーパータオル等で静かに拭き取り、塩素消毒後、水ぶきをします。
  - 拭き取ったおう吐物や手袋などは、ビニール袋に**密閉して廃棄**します。その際、できればビニール袋の中で1000ppmの塩素液に浸します。
  - しぶきなどを吸い込まないようにします。
  - 終わったら、ていねいに手を洗います。

## 塩素消毒の方法

業務用の次亜塩素酸ナトリウム、または家庭用の塩素系漂白剤を水で薄めて「塩素液」を作ります。

\*濃度によって効果が異なりますので、正しく計りましょう。

| 製品の濃度         | 食器、カーテンなどの消毒や拭き取り<br>200ppmの濃度の塩素液 |     | おう吐物などの廃棄<br>(袋の中で廃棄物を浸す)<br>1000ppmの濃度の塩素液 |     |
|---------------|------------------------------------|-----|---|-----|
|               | 液の量                                | 水の量 | 液の量   | 水の量 |
| 12% (一般的な業務用) | 5ml                                | 3L  | 25ml  | 3L  |
| 6% (一般的な家庭用)  | 10ml                               | 3L  | 50ml  | 3L  |
| 1%            | 60ml                               | 3L  | 300ml                                       | 3L  |



- ▶製品ごとに濃度が異なるので、表示をしっかりと確認しましょう。
- ▶次亜塩素酸ナトリウムは**使用期限内**のものを使用してください。
- ▶おう吐物などの酸性のものに直接原液をかけると、**有毒ガスが発生することがあります**ので、必ず「使用上の注意」をよく確認してから使用してください。

## ノロウイルスによる感染について

| 感染経路   | 症状  |
|--|---|
| <b>&lt;食品からの感染&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●感染した人が調理などをして汚染された食品</li> <li>●ウイルスの蓄積した、加熱不十分な二枚貝など</li> </ul> <b>&lt;人からの感染&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●患者のふん便やおう吐物からの二次感染</li> <li>●家庭や施設内などでの飛沫などによる感染</li> </ul> | <b>&lt;潜伏時間&gt;</b><br>感染から発症まで24~48時間<br><b>&lt;主な症状&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●吐き気、おう吐、下痢、腹痛、微熱が1~2日続く。感染しても症状のない場合や、軽い風邪のような症状のこともある。</li> <li>●乳幼児や高齢者は、おう吐物を吸い込むことによる肺炎や窒息にも要注意。</li> </ul> |



# 手洗いの手順

かならず手を洗いましょう。

- ◆ トイレに行ったあと
- ◆ 料理の盛付けの前

- ◆ 調理施設に入る前
- ◆ 次の調理作業に入る前



時計や指輪をはずしたのを確認する



ひじから下を水でぬらす



手洗い石けんをつけて



よく泡立てる



手のひらと甲 (5回程度)



指の間、付け根 (5回程度)



親指洗い (5回程度)



指先 (5回程度)



手首 (5回程度)  
腕・ひじまで洗う



水で十分にすすぎ



ペーパータオルでふく  
(手指乾燥機で乾燥する)  
タオル等の共用はしないこと



蛇口栓にペーパータオルをかぶせて栓を締める



アルコールを噴霧する\*  
(水分が残っていると効果減)



手指にすり込む (5回)

3～9までを2回くり返す

2回くり返し、菌やウイルスを洗い流しましょう。

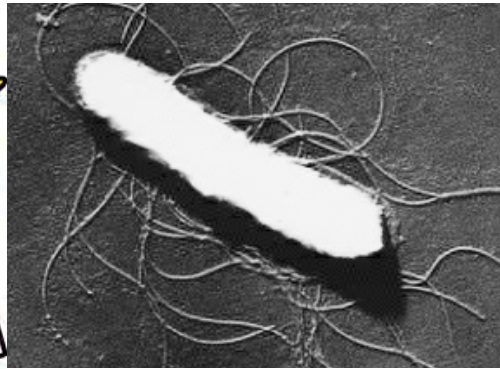
\*アルコールはノロウイルスの不活化にはあまり効果がないといわれています。

# 腸管出血性大腸菌（O157等）感染症 警報発令中！

現在、岡山県内で、腸管出血性大腸菌感染症の患者さんが多数発生しています。  
次のことに気をつけて、感染症から身を守りましょう。



「岡山県マスコット ももっち」



O157の顕微鏡写真



## 食中毒と同じ方法で予防できます。

- ◎調理前、食事前、用便後は手をよく洗いましょう。
- ◎台所は清潔に保ち、まな板、ふきん等の調理器具は十分に洗浄消毒しましょう。
- ◎生鮮食品や調理後の食品を保存するときは、冷蔵庫（10℃以下）で保管し、早めに食べましょう。
- ◎食肉など加熱して食べる食品は、中心部まで火を通すとともに、焼き肉などの際は、生肉を扱うはしと食べるはしを別々にしましょう。
- ◎また、乳幼児や高齢者等、抵抗力の弱い人は、生肉等は食べたりしないようにしましょう。

## 気になる症状があるときは、早めに医師の診断を受けましょう。

- ◎主な初期症状は、「腹痛」、「下痢」などで、更に進むと水様性血便になります。

## 患者からの二次感染に気をつけましょう。

- ◎二次感染を防止するため、患者の便に触れた場合は、手をよく洗い消毒しましょう。
- ◎患者が入浴をする場合は、シャワーのみにするか、最後に入浴するなどしましょう。
- ◎患児が家庭用ビニールプールで水遊びをする場合、他の幼児とは一緒に入らないようにしましょう。
- ◎なお、患者が衛生に配慮すれば、二次感染は防止できますので、外出の制限等は必要ありません。

# 岡山県

## 「腸管出血性大腸菌」とは

大腸菌の多くは、人や動物の腸内に住んでいて、一般的には病気の原因になることはありません。

しかし、O157に代表される腸管出血性大腸菌は、腹痛や血便などの症状を起こすだけでなく、乳幼児や高齢者では、貧血や尿毒症を併発して、命にかかわることもあります。この菌は、牛などの家畜の腸管にすることがあり、そのふん便がさまざまな経路で食品や水を汚染することが感染の原因につながると考えられていますが、詳しくはまだよくわかっていません。

また、患者さんの便を介して、人から人に感染したり、食品を不衛生に取り扱ったために、食品から食品へ菌が移ってしまい、感染が広がることがあります。

## 電話相談窓口（岡山県内の保健所）

| 名 称       | 所 在 地          | 電 話          |
|-----------|----------------|--------------|
| 備前保健所     | 岡山市中区古京町1-1-17 | 086-272-3934 |
| 岡山市保健所    | 岡山市北区鹿田町1-1-1  | 086-803-1262 |
| 備前保健所東備支所 | 和気郡和気町和気487-2  | 0869-92-5180 |
| 備中保健所     | 倉敷市羽島1083      | 086-434-7024 |
| 倉敷市保健所    | 倉敷市笹沖170       | 086-434-9810 |
| 備中保健所井笠支所 | 笠岡市六番町2-5      | 0865-69-1675 |
| 備北保健所     | 高梁市落合町近似286-1  | 0866-21-2836 |
| 備北保健所新見支所 | 新見市高尾2400      | 0867-72-5691 |
| 真庭保健所     | 真庭市勝山591       | 0867-44-2990 |
| 美作保健所     | 津山市椿高下114      | 0868-23-0163 |
| 美作保健所勝英支所 | 美作市入田291-2     | 0868-73-4054 |

岡山県健康推進課ホームページ

[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=36](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=36)

岡山県感染症情報センターホームページ

[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=309](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=309)

H24.8





医政医発0924第1号  
医政歯発0924第2号  
平成24年9月24日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医 事 課 長

歯科保健課長

医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（通知）

無資格者による医業及び歯科医業を防止するため、「無資格者による医業及び歯科医業の防止について」（昭和47年1月19日付け医発第76号厚生省医務局長通知。別添1）、「免許証の不正防止について」（昭和53年3月20日付け医発第289号厚生省医務局長通知。別添2）及び「医師等の資格確認について」（昭和60年10月9日付け健政発第676号厚生省健康政策局長通知。別添3）において、医師及び歯科医師の資格確認の徹底等を求めているところです。

しかしながら、今般、無資格者が医業を行っていたために逮捕された事例が判明いたしました。今後、同様の事例が発生することのないよう、医師及び歯科医師の採用時における免許証及び卒業証書の原本の確認等の徹底について、改めて関係者、関係団体等に周知徹底を図るようお願い申し上げます。

なお、医師法第30条の2の規定に基づき、厚生労働省ホームページ上に医師等の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」（<http://licenseif.mhlw.go.jp>）を設けていることから、当該システムも活用して適正な資格確認を行うよう、併せて周知をよろしくお願い申し上げます。

## 医師等資格確認検索画面へ

## ■目的

この医師等資格確認検索システムは、厚生労働省に現在登録されている医師及び歯科医師(以下「医師等」という。)のうち、医師法(歯科医師法)に規定する2年に1度の届出を行っている医師等について、漢字等の氏名を入力することにより検索を可能とするものです。

## ■検索結果

この検索システムでは、検索結果として、職種(医師・歯科医師の別)、氏名、性別、登録年及び該当する者に限り行政処分に関する情報(処分の種類及び期間)がご覧になれます。

なお、行政処分に関する情報については、医業(歯科医業)停止期間が経過した後は、再教育研修が未修了の場合を除き、当該情報は表示されません。

※注 行政処分により医業(歯科医業)停止中の医師等は、医業(歯科医業)が禁止されているため、一切の診療行為ができません。

## ■検索方法

医師等の検索は、氏名が揃っている場合のみ可能です。氏名の片方のみ又はフリガナでは、検索を行うことができません。なお、検索に当たっては、姓と名の間に空白を設ける必要があります(例 厚生 太郎)。また、通称名が登録されている場合(外国籍を持つ医師等は、通称名を利用されている場合があります)は、通称名での検索も可能です。ただし、検索結果に本名と通称名を同時に表示することはありません。

氏名に正字以外の字(例「高」「廣」など)を用いている医師等の検索は、添付の異体字リストを参考に、対応する正字で検索することができます。

また、対応する正字がない字(添付ファイルの外字リスト)については、該当する字の箇所を「?」として検索することができます(例 厚? 太郎)。

(異体字リスト) (外字リスト)

## ■留意事項

この検索システムでは、次のいずれかに該当する医師等は検索できません。

- ① 医籍(歯科医籍)の氏名に対応しているため、旧姓等の使用により、登録名と使用している氏名が異なる医師等  
※ 訂正の手続が済んでいない医師等への御案内 → (医籍訂正)(歯科医籍訂正)
- ② 死亡や失踪又は免許取消の行政処分により、抹消の手続が済んでいる医師等  
(死亡や失踪の抹消申請は、手続終了まで一定の時間を要しますので、その間は検索可能となる場合があります)  
※ 抹消の手続が済んでいない医師等の御遺族への御案内 → (医師抹消)(歯科医師抹消)
- ③ 医師法(歯科医師法)による2年に1度の届出を行っていない医師等(行政処分を受けた者を除く)  
※ 届出をされていない医師等への御案内 → (掲載申請書)
- ④ 昭和26年から昭和47年の間に琉球政府により免許された医師等  
(必要により個別対応いたしますので、下記照会先まで連絡願います。)

## ■照会先

表示される情報の内容等、医師等資格確認検索に関するお問い合わせに対応します。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 医政局 医事課 試験免許室 免許登録係

電話 (代)03-5253-1111(内線2576, 2577)

## 13- (2)

### 介護支援専門員の資格管理

介護支援専門員として業務に従事するためには、介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証（以下「専門員証」という。）の交付を受けている必要があります。

また、平成18年4月より専門員証の有効期間は5年間となっており、介護支援専門員として継続して従事するためには、有効期間満了までに更新に必要な研修を受講、修了した上で、専門員証の更新申請手続きを行い、有効期間を更新する必要があります。

専門員証の更新に必要な手続きを怠り、有効期間が満了した場合、介護支援専門員として業務に従事できなくなるばかりか、所属する事業所の業務運営にも支障が生じることになります。

なお、専門員証の更新手続きを行わず、有効期間満了後に介護支援専門員業務に従事した場合は、介護保険法第69条の39第3項の規定により、**介護支援専門員の登録が削除（取消し）**となります。

専門員証に係る資格管理（有効期間の把握・携行・研修の受講等）は、介護支援専門員本人により当然なされるべきものではありませんが、各事業所においては、所属する介護支援専門員並びに専門員証の交付を受けている他職種の者について、資格管理の徹底を周知いただくとともに、研修受講に当たっての御配慮をお願いします。

別紙資料として、更新等に係る研修一覧及び研修概要を掲載していますので、ご確認いただき必要な研修の受講漏れがないよう御指導願います。

#### 1 介護支援専門員を雇用する場合

介護支援専門員として雇用する際には、資格確認として必ず専門員証（有効期間記載、顔写真付き）の提示を求め有効期間を確認するとともに、携行するよう指導してください。

なお、有効期間を定める前に発行された旧登録証※1しか持っていない場合、専門員証の更新を行っていないため、介護支援専門員として業務に従事できません。

業務に従事した場合は、登録削除（取消）の対象となります。

※1 旧登録証とは、平成18年3月31日以前に登録された介護支援専門員に交付され、A4版と携帯用の2種で、顔写真は貼付されていません。

##### (1) 有効期間の更新が必要な介護支援専門員

###### ①専門員証の有効期間が平成25年9月30日までの介護支援専門員

既に更新に必要な研修を受講、修了しているか、あるいは、更新申請手続きを行っているか必ず確認してください。

###### ②専門員証の有効期間が平成26年9月30日までの介護支援専門員

25年度に開催する更新研修（実務経験者向け又は未経験者向け）を受講するよう指導してください。（実務経験者向けの申込期限は、平成25年3月29日17時必着です。）

※ 上記①、②の介護支援専門員について、研修未受講又は未修了の場合は専門員証の更新ができないため、有効期間満了後は介護支援専門員として配置できません。

なお、有効期間が満了した専門員証は県に返納するよう指導してください。

## (2) 登録のみ受けている介護支援専門員

介護支援専門員として業務に従事するためには、登録とは別に専門員証の交付を受けていることが必要です。専門員証の交付は、登録から5年間は随時交付可能なため、専門員証の交付申請を行うように指導してください。なお、申請から交付までは約1か月間を要しますのでご留意下さい。

## (3) 更新に係る研修を未受講・未修了で、有効期間が満了した介護支援専門員

再研修（年1回1月～3月に開催）を受講、修了後、専門員証の交付を受ければ、業務に従事することができます。

## (4) 他の都道府県で登録されている介護支援専門員

資格に関する各種届出・申請は、登録先の都道府県に行うこととなります。（岡山県で更新に係わる研修を受講していても、申請は登録先の都道府県に行うこととなります。）

岡山県内の事業所で配置されている（配置予定も含む）場合は、岡山県への登録の移転が可能です。

## 2 介護支援専門員を雇用している場合

### (1) 有効期間の更新が必要な介護支援専門員

#### ①専門員証の有効期間が平成25年9月30日までの介護支援専門員

既に更新に必要な研修を受講、修了しているか、あるいは、更新申請手続きを行っているか必ず確認してください。

#### ②専門員証の有効期間が平成26年9月30日までの介護支援専門員

25年度に開催する更新研修（実務経験者向け）を受講するよう指導してください。（実務経験者向けの申込期限は、平成25年3月29日17時必着です。）

※ 上記①、②の介護支援専門員について、研修未受講又は未修了の場合は専門員証の更新ができないため、有効期間満了後は介護支援専門員として配置できません。

なお、有効期間が満了した専門員証は県に返納するよう指導してください。

## 3 介護支援専門員の受講すべき研修・各種届出について

介護支援専門員が受講しなければならない研修の案内、必要な届出（氏名・住所変更等）等については、岡山県保健福祉部長寿社会課のホームページに掲載していますので、ご確認いただき、従事する介護支援専門員にご周知ください。

URL : <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/35/>

その他ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

〒700-8570（住所不要）

岡山県保健福祉部長寿社会課 長寿社会企画班

ケアマネ登録係

TEL 086-226-7326（直通）

FAX 086-224-2215



## 平成25年度介護支援専門員研修一覧

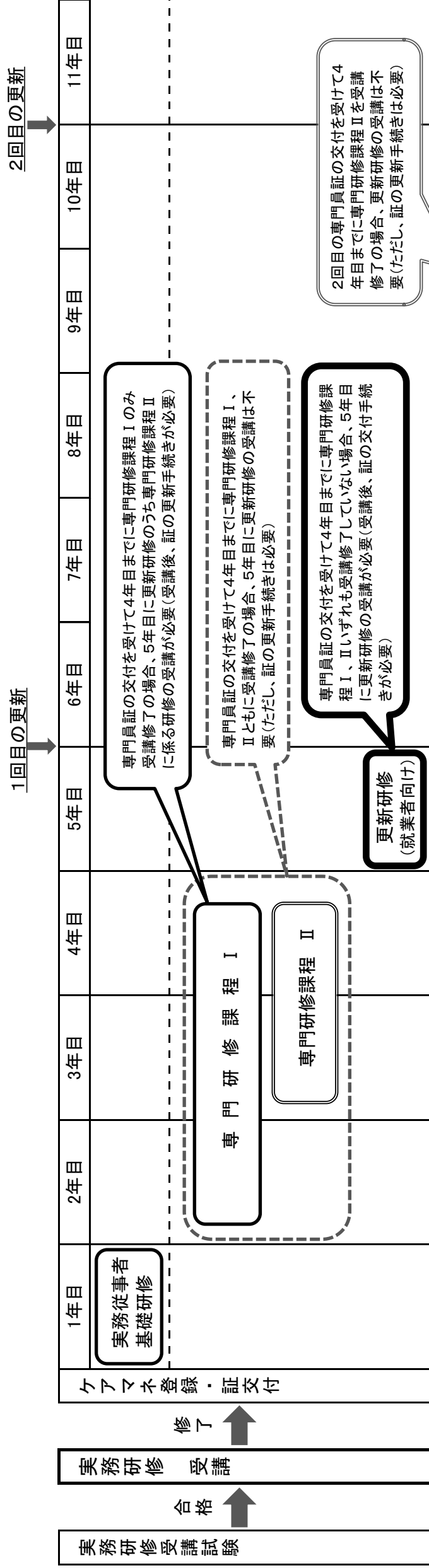
| 研修名                 | 対象者  | 受講地<br>(都道府県) | 研修時間   | 開催時期<br>(予定)     | 受付<br>(予定) |
|---------------------|--|---------------|--------|------------------|------------|
| ①実務研修               | 介護支援専門員実務研修受講資格試験合格者                           | 受験地           | 4 4 時間 | 年 1 回<br>1月～3月   | 12月        |
| ②実務従事者基礎研修          | 実務に就いている者で、経験年数1年未満の者                          | 勤務地           | 3 3 時間 | 年 1 回<br>11月～12月 | 9月～10月     |
| ③専門研修課程Ⅰ            | 実務に就いている者で、経験年数6ヶ月以上の者                         | 勤務地           | 3 3 時間 | 年 1 回<br>5月～8月   | 2月～3月      |
| ④専門研修課程Ⅱ            | 実務に就いている者で、経験年数3年以上の者                          | 勤務地           | 2 0 時間 | 年 2 回<br>8月～10月  | 2月～3月      |
| ⑤更新研修<br>(実務経験者向け)  | 1年以内に有効期間の満了を迎える者で、介護支援専門員証の有効期間中に実務に就いた経験のある者 | 登録地           | 5 3 時間 | 年 1 回<br>5月～9月   | 2月～3月      |
| ⑥更新研修<br>(実務未経験者向け) | 1年以内に有効期間の満了を迎える者で、介護支援専門員証の有効期間中に実務に就いた経験の無い者 | 登録地           | 4 4 時間 | 年 1 回<br>1月～3月   | 10月～11月    |
| ⑦再研修                | 介護支援専門員証の有効期間が満了した者で、新登録証の交付を受けようとする者          | 登録地           | 4 4 時間 | 年 1 回<br>1月～3月   | 10月～11月    |
| ⑧主任介護支援専門員研修        | 十分な知識、経験を有する介護支援専門員(5年以上の従事期間等)                | 勤務地           | 6 4 時間 | 年 1 回<br>10月～12月 | 8月～9月      |

注1) ①、⑥、⑦の研修は、同一カリキュラムにより同時開催

注2) ③、④の研修と⑤の研修は一体的に開催

●ケアマネとして業務に従事している者、又は従事していた者

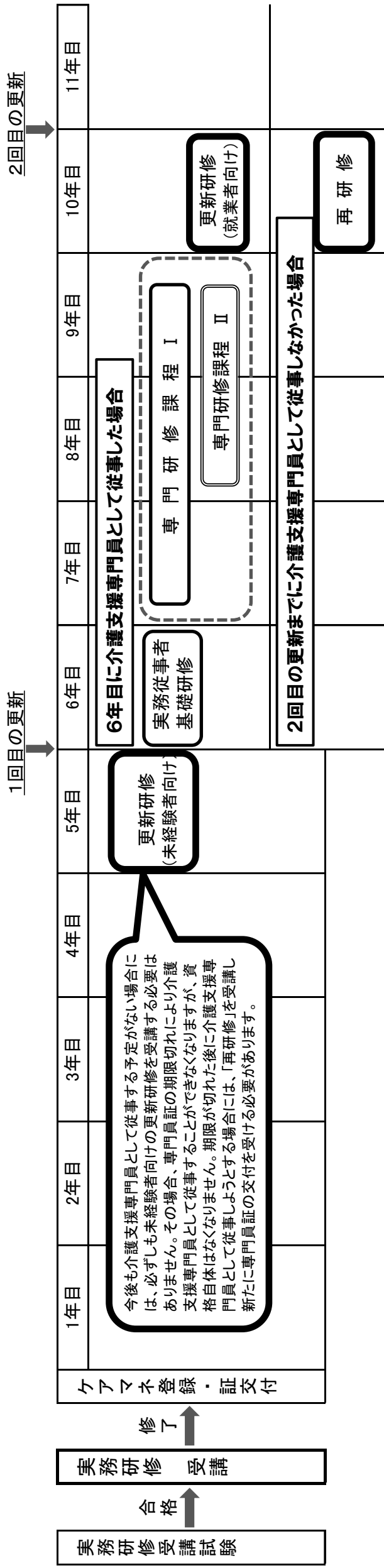
| 研修名                                    | 受講対象者  |             |
|--|--|-------------|
|  | 1回目の更新の場合  | 2回目以降の更新の場合 |
| 実務従事者基礎研修                              | 介護支援専門員としての実務に従事している者で、就業後1年未満の者   |             |
| 専門・更新(就業者向け)研修 (毎年度、5月から10月までの期間で実施予定) |  |             |
| 専門研修課程 I                               | 介護支援専門員としての実務に従事している者で、就業後6か月以上の者  |             |
| 専門研修課程 II                              | 介護支援専門員としての実務に従事している者で、就業後3年以上の者(ただし、専門研修課程 I を修了した者に限る)   |             |
| 更新研修(就業者向け)                            | 介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者で、専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事していた経験に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者 |             |



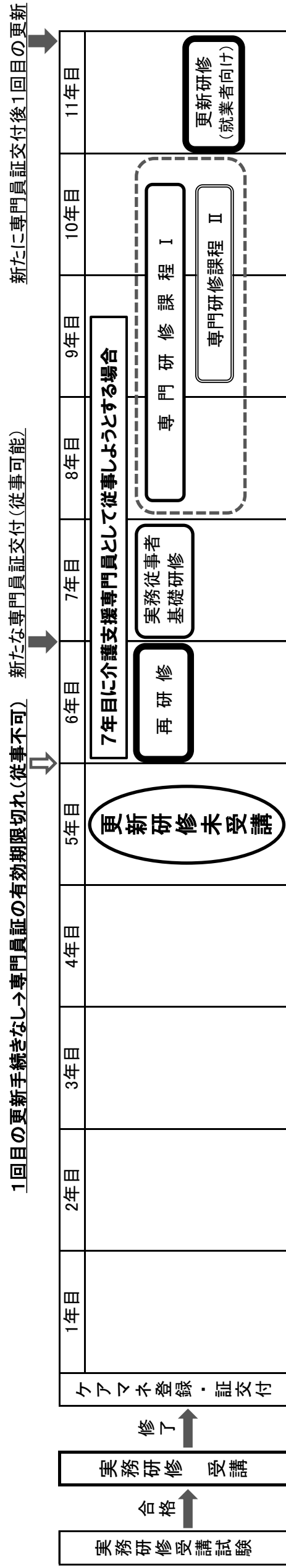
- 【留意事項】**
- ① 証の有効期限までに、更新の際に必要な研修(専門研修課程 I、II 又は更新研修)を受講修了する必要があります。期限切れとなった場合、介護支援専門員として業務に従事することができなくなります。ただし、介護支援専門員の資格自体はなくなりません。(期限が切れた後に介護支援専門員として従事しようとする場合には「再研修」を受講する必要があります。)
  - ② 更新研修は、各年度、5月末から10月頃までの開催であり、証の有効期限によっては、証の交付後、5年目(有効期間の最終年度)ではなく、4年目に受講する必要がある者も見込まれるため、自己管理を徹底し、各人において有効期限と更新研修の受講年度、受講時期を十分確認しておく必要があります。
  - ③ なお、ここでいう更新研修受講対象者は、証の有効期間が更新期限年度の翌年度の9月30日までに期限とする証を保持する者を見込んでいます。

●ケアマネとして業務に従事した経験のない者で更新を行う者

| 研修名          | 対象者   | 受講 | 備考                   |
|--------------|---|----|----------------------|
| 更新(未経験者向け)研修 | 介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験のない者   |    | 各年度、1月から3月までの期間で実施予定 |
| 再研修          | 介護支援専門員として都道府県の登録を受けた者で、登録後5年以上実務に従事していない者<br>したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者<br>で、新たに専門員証の交付を受けようとする者 |    | 各年度、1月から3月までの期間で実施予定 |



●1回目の更新手続きを行わなかった者(あるいは専門員証の有効期限が切れていて、新たに専門員証の交付を受けようとする者)

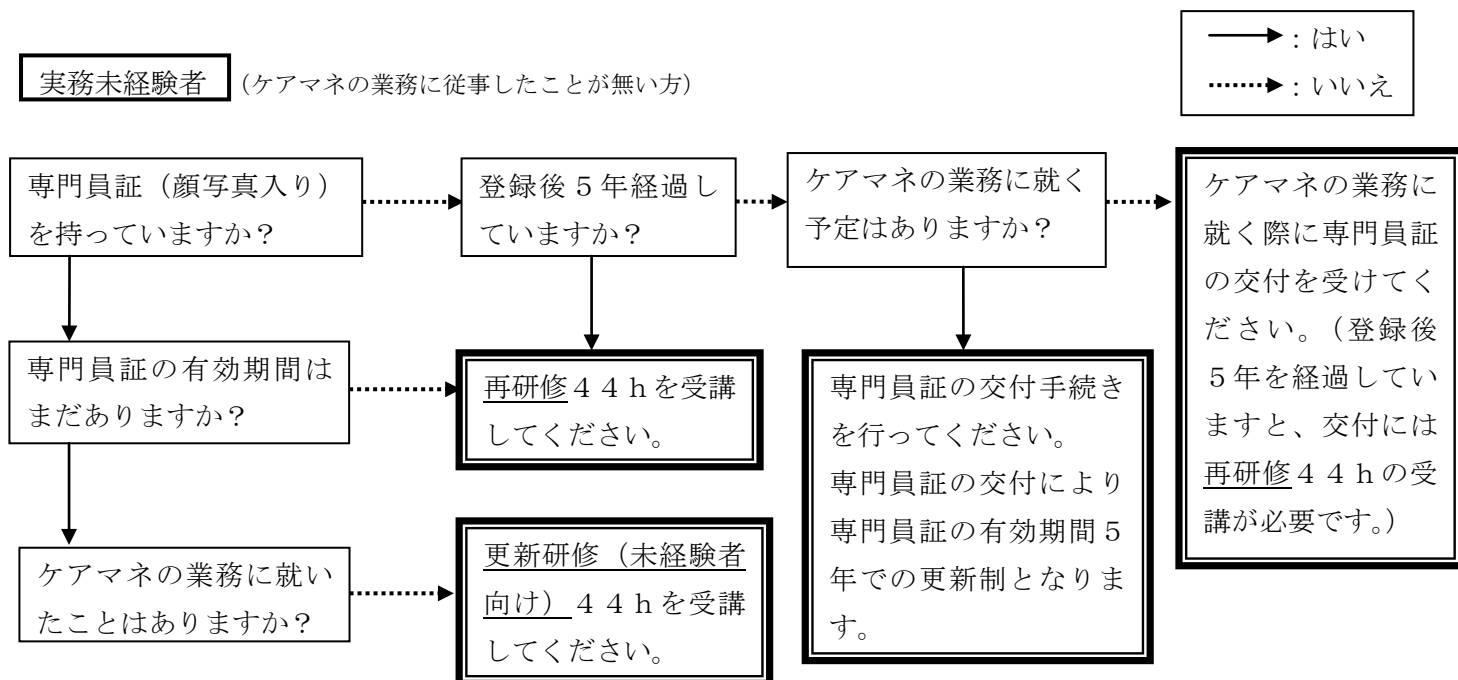


【留意事項】

- ・専門員証の有効期間が満了日を経過しても、介護支援専門員の資格自体はなくなりません。ただし、有効期間が満了した専門員証では、介護支援専門員として業務に従事することはできません。有効期間満了後、介護支援専門員として業務に従事しようとする場合には、再研修を受講し、新たに専門員証の交付を受ける必要がありますので、留意下さい。

## 介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新について

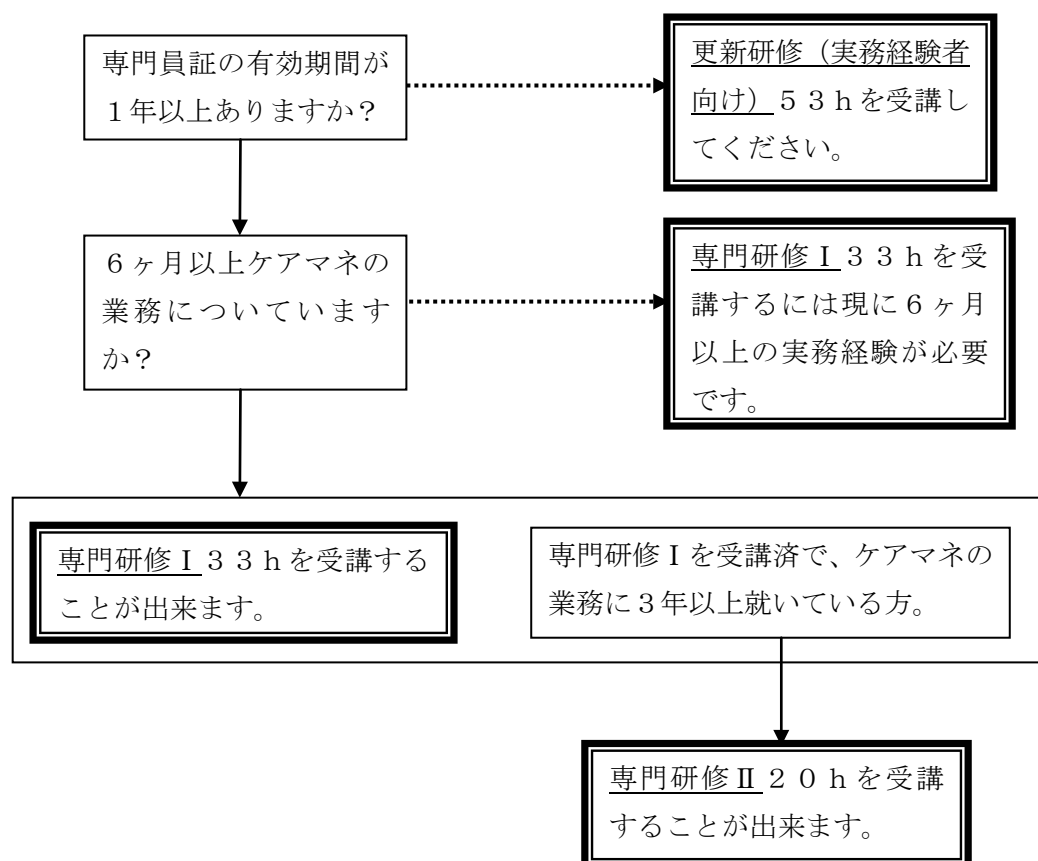
平成18年よりケアマネジャー（以下、ケアマネ）の資格は、5年の更新制となりました。更新するためには、更新研修を受講する必要があります。更新にはケアマネ業務に従事の有無で、実務未経験者と実務経験者の2種類に分かれています。また、実務経験者の方は専門研修（Ⅰ・Ⅱ）を受講することで更新することも可能となっています。



## 実務経験者

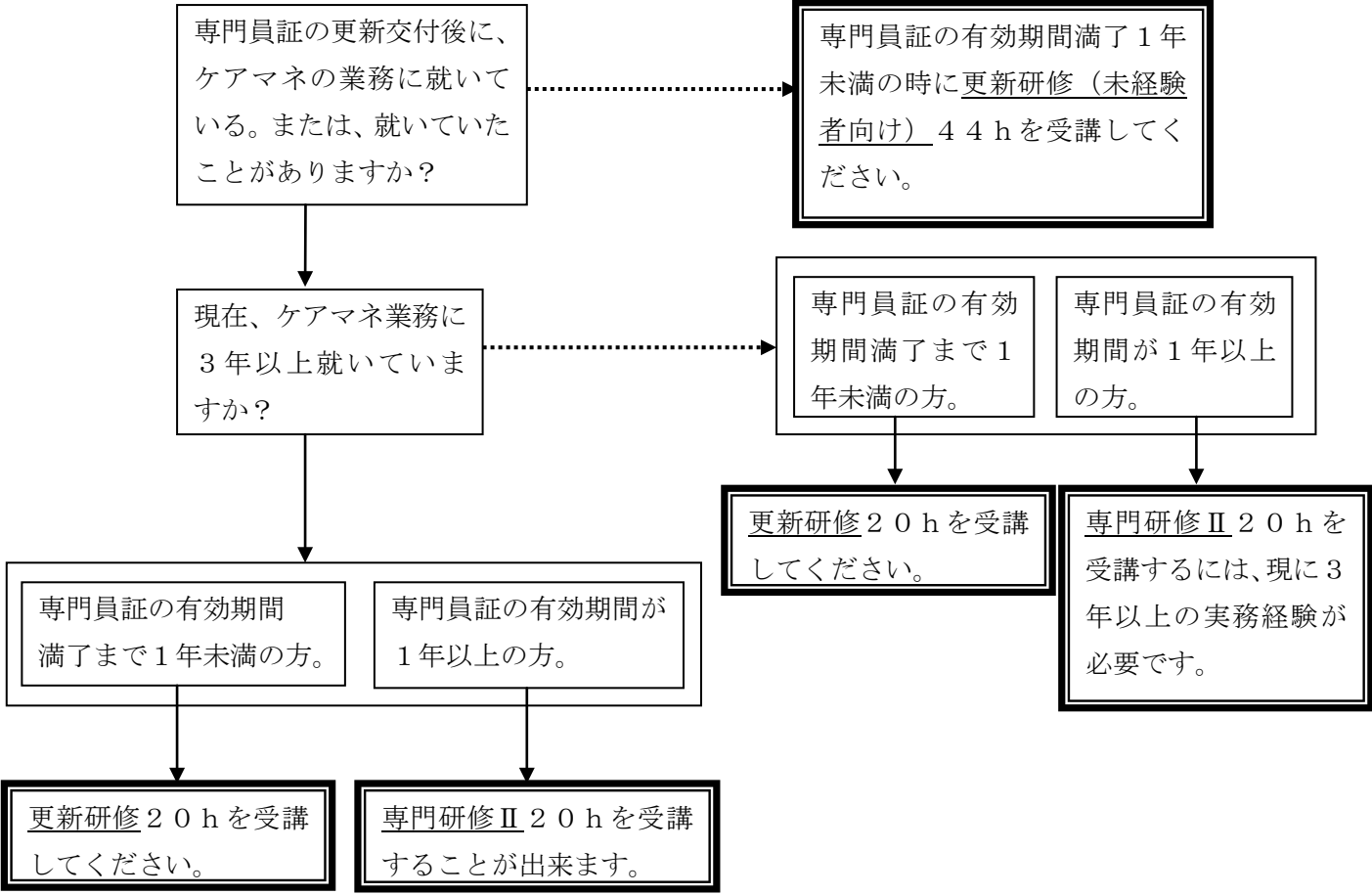
（ケアマネの業務に従事している（したことがある）方）

### 初めて専門員証の更新をする方





前回更新時に、更新研修（実務経験者向け）、専門研修Ⅰ・Ⅱを受講された方



前回更新時または専門員証の交付にあたり、更新研修（未経験者向け）、再研修を受講された方

